

◎新潟県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市川岡字中通52番1から同市長起字西野地576番まで
- 3 供用開始の期日 令和8年11月1日